

○「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分」の一部改正について

(平成17年1月19日)

(薬食発第0119001号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

平成17年1月19日厚生労働省告示第4号により「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分(平成12年厚生省告示第332号)」の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるジフェチアロール及びメトフルトリンを含有する品目の承認に当たり、薬事法の規定に基づき、当該成分について、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分として指定するものであること。

別添 略